

福井県衣服製造業最低工賃の改正決定に係る関係家内労働者及び関係委託者の
意見聴取に関する公示

福井地方労働審議会一般公示第1号

福井県衣服製造業最低工賃の改正決定について調査審議を行うに当たり、家内労働法（昭和45年法律第60号）第11条第1号の規定に基づき意見を聴取するので、福井県の区域内の関係家内労働者又はこれに委託をする委託者であって意見を述べようとする者は、その意見を別紙様式により令和3年12月27日（月）までに福井地方労働審議会（福井市春山1丁目1番54号 福井労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和3年12月13日

福井地方労働審議会
会長 木村 亮



意見書

令和3年12月13日貴会が家内労働法第11条第1項の規定に基づき公示した福井県衣服製造業最低工賃の改正決定について、下記のとおり意見を提出する。

記

令和 年 月 日

提出者

住所
氏名
職業

福井地方労働審議会

会長 木村 亮 殿